なくそう！介護職員へのハラスメント

近年、介護現場では、一部の利用者やご家族等からのハラスメントが
少なからず発生しており、全国的に問題となっています。

▶次のような行為がハラスメントになります。

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

（例）・ものを投げる
・たたく、ける
・ひっかく、つねる
・つばを吐く

精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって
傷つけたり、おとしめたりする行為。

（例）・大声を発する
・怒鳴る
・威圧的な態度
・特定の職員にいやがらせをする

セクシャルハラスメント

性的ないやがらせ行為。

（例）・必要もなく体を触る
・抱きしめる
・性的な話をする

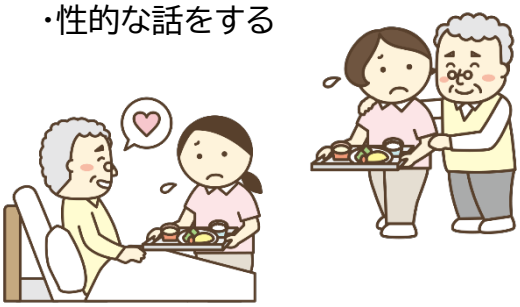

その他

悪質クレームやストーカー行為等。

（例）・長時間の電話・居座り
・特定の職員につきまとう
・契約内容を超えた過剰な要求
・介護職員の住所や電話番号を何度も聞く

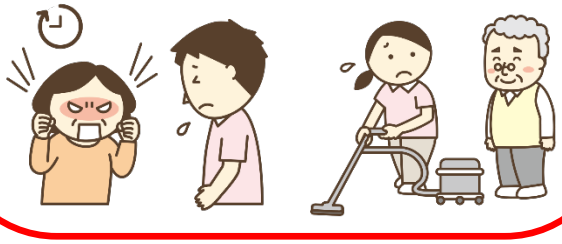

※認知症の病気または障害の症状として現れた言動は、「ハラスメント」としてではなく、医療的なケアによってアプローチする必要があります。ケアマネージャーや、主治医等関係機関と相談して対応していきます。

厚生労働省ホームページ
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」令和4年3月改訂　より

ハラスメントによる影響

ハラスメントは、介護職員の尊厳や心身を傷つける行為です。介護職員は介護のプロですが、「こころ」を持つ人間です。心無い言動や、暴力を振るわれることで、「こころ」に深い傷を負い、また、この傷は簡単に忘れられるものではありません。ハラスメント行為が繰り返されると、介護職員が安心して働くことができなくなり、介護サービスの提供が困難になります。そうなると、状況によっては、介護サービスの提供が終了となる場合があります。

だれもが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、介護職員が相手を尊重しつつ適切なケアを行い、安心して働ける環境を構築することが不可欠です。

安定的な介護サービス提供のために ご理解とご協力をお願いします

介護サービス事業所の皆様は、利用者が安心して自立した日常生活が送れるよう、勉強会や研修を実施しながら、質の高いサービス提供に日々努めていらっしゃいます。

円滑にサービスを利用・継続するためには、利用者・介護サービス提供者双方が対等な立場でお互いに思いやりを持ち、信頼関係を築くことが重要です。

誰もが安心して介護を受けられる、安心して介護を提供できる環境をつくるために、ハラスメント防止にご理解とご協力をお願いします。

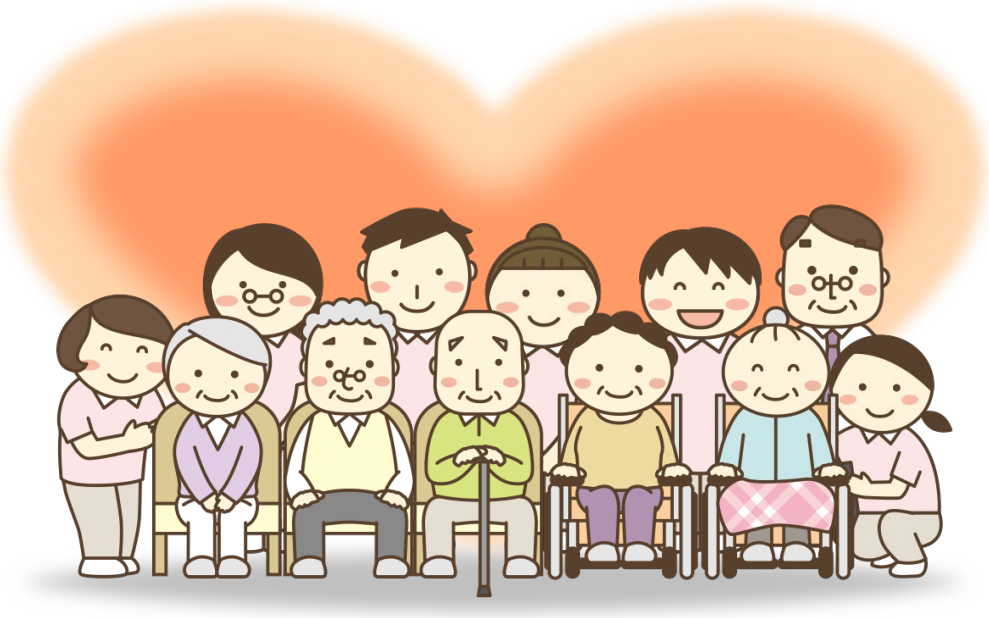

発行：いの町ほけん福祉課　高齢福祉係　893-3810